

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県中和土木事務所において閲覧できます。

平成二十九年六月九日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十九年四月十二日奈良県指令中土第四九―九号

平成二十九年五月十六日奈良県指令中土第四九―九―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十九年五月二十九日中土第六九―一号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

磯城郡田原本町大字千代八一八番四の一部、八一八番五及び八一八番六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

磯城郡田原本町大字阪手六八九番地

株式会社ASA KURA 代表取締役 朝倉純吉

一 許可番号

平成二十九年一月二十五日奈良県指令中土第四九―四号

平成二十九年五月九日奈良県指令中土第四九―四―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十九年五月三十一日中土第六九―二号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

桜井市大字金屋九一番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

桜井市大字金屋四九二番地

山添君枝